

小金井市国民保護計画（素案）に対する意見の概要及びそれに対する市の考え方

意見の分類

- 計画作成の前提となる考え方に関する意見
- 計画全体に対する意見
- 計画に記述された個別の内容に関する意見
- その他計画以外に対する意見

○計画の前提となる考え方に関する意見

番号	意見の概要	市の考え方
1	この国は公正かつ実効性のある外交力をこそつけるべきで、民主的な主権在民の国家において最も基盤的な存在であるべき自治体は、主権の保持者の住民の意思として国家機構に対し、そのような注文をつけるべきである。	我が国の平和を維持し、武力攻撃の発生を未然に防ぎ、国民の安全を確保するためには、平素の外交努力が重要です。しかしながら、それにもかかわらず、国民の安全を脅かす事態が発生し、又はそのおそれのある場合に、国民の生命、身体及び財産を保護することは、国や地方公共団体の使命です。
2	武力攻撃事態等が起こることを前提として作られている計画であることに、強い違和感がある。もともと、日本は、あらゆる武力の行使を放棄しているはずであり、武力攻撃が行われる事態を避けることが、まず最優先されるべきである。	
3	国民の安全を確保するためには、国が平和主義と国際協調の下に外交努力によって、世界平和と安定を図ることにより、武力攻撃事態等の発生を未然に防ぐことが何よりも重要である。 小金井市は、非武装を規定する憲法の規定に基づいて、国に平和外交の推進の求め、あるいは国民保護に関する法律自体の廃棄を要請することはできないのか。	
4	国民保護を真の意味で追及するならば、戦争が起こりえることを前提にしたこの計画は、戦争を廃絶する願いからは正反対の態度であり、そぐわないものである。	
5	テロが起こったらどうするかではなく、テロを起こさせないためにどうするかを真剣に考えるべきである。	
6	一番の国民保護はアメリカと共に戦わないということではないか。自衛隊は防災だけで十分である。	

番号	意見の概要	市の考え方
7	<p>小金井市は「平和宣言都市」であるにもかかわらず、武力攻撃の有事を想定した計画を立てるのは矛盾がある。また、この計画によって、市民は起こるはずのない戦争に駆り立てられ、仮想の有事の状況に慣らされていくことが最も懸念されることである。</p>	<p>我が国の平和を維持し、武力攻撃の発生を未然に防ぎ、国民の安全を確保するためには、平素の外交努力が重要です。しかしながら、それにもかかわらず、国民の安全を脅かす事態が発生し、又はそのおそれのある場合に、国民の生命、身体及び財産を保護することは、国や地方公共団体の使命です。</p>
8	<p>真の国民保護を考えるならば、日本が戦争を放棄したことを踏まえ、戦争を根絶するよう、核の廃絶、軍縮への方向で努力すべきではないか。</p>	
9	<p>日本国憲法を守り、世界の核兵器を廃絶し、戦争などの争いをなくすリーダーとなることが大切である。</p>	
10	<p>小金井市は、今回の「国民保護協議会」の委員に市民公募委員を採用していない。このように、保護計画の策定過程で市民の協力を得ないままでは、実際の武力攻撃事態において、市民は協力しないということもあり得る。しかし、保護計画は非協力の市民を含めて実施されるべきものである。 小金井市では、市民の協力なくして、どのように保護計画を策定し、実施しようとしているのか。</p>	<p>市は、国民保護協議会での審議、市民への意見公募、関係機関への意見照会等を踏まえ、計画を作成します。</p>
11	<p>「小金井市国民保護計画」は小金井市の住民を保護する計画にもかかわらず、肝心の住民への周知がされていない。</p>	<p>計画の作成については、市のホームページにおいて作成状況を周知するとともに、市民への意見公募、関係機関への意見照会等多様な意見を踏まえ、計画を作成します。</p>
12	<p>市民にほとんど何も知らされていない。公聴会（協議会）などが少ないように思う。</p>	
13	<p>このような法案があることを多くの小金井市民は知らされていない。</p>	
14	<p>資料が配布されず、ホームページ上で読むには、膨大な量であり、読み込んで検討することが難しい。市民にとって重要な計画であるならば、十分に時間をとって、いろいろな場所で計画書を配布し、パブリックコメントを募るべきである。市民のさまざまな声に耳を傾け、小金井市独自の慎重な判断をしていただきたい。</p>	<p>市では、市のホームページ上に計画及びパブリックコメントに関する内容を掲載するとともに、市の公共施設にも資料を配布し、一般の方々に閲覧していただき、意見をいただけるようにしました。</p>
15	<p>協議会がおこなわれていること、パブリックコメントが募集されていることを、最近までまったく知らなかった。本当に市民に協力を求める計画なのであれば、なぜもっと宣伝して理解を深め、深く協議しないのか。</p>	

番号	意見の概要	市の考え方
16	窓口では、概要および素案さらにはパブリックコメントを書き込む用紙が配布されていない。インターネット上でしか見られないパブリックコメントでは、インターネット環境がない人を排除するものであり、本来的な有効性が少ないと思われる。	市では、市のホームページ上に計画及びパブリックコメントに関する内容を掲載するとともに、市の公共施設にも資料を配布し、一般の方々に閲覧していただき、意見をいただけるようにしました。
17	集まったパブリックコメントを元に、再度きちんとした協議をし直し、計画の見直しをすべきである。その上で改めて広報し、パブリックコメントを再度求めるべきである。	市では、市民の皆さまからいただいたパブリックコメントを参考に、再度計画の見直しや修正等の検討を行い、協議を進めていきます。なお、パブリックコメントを再度求めることは予定していません。
18	地震等の自然災害、あるいは原発事故のほう	計画は、国民保護法に基づき、市の責務を果たすために作成したものです。市では、自然
19	がよほど発生の可能性が高い。	災害等についても、地域防災計画を作成し、防災対策に取り組んでおります。
20	核被害を想定するならば、原発事故のほう	また、計画作成に当たっては、市地域防災計画に基づく自然災害等災害対策で培ったノウ
21	が現実的である。	ハウを活用し、実効性のある計画を作成するよう留意します。
22	自然災害と武力攻撃事態等が同列に扱われて	
23	いるのはおかしい。	
24	武力攻撃事態等は自然災害とはまったく異な	
25	った次元のものだと考える。	
26	一般的には防災と混乱して受け取る方が多い	平成16年9月に施行された国民保護法では、武力攻撃やテロなどから国民の生命、身体
27	と思うが、国民保護法自体は、明らかに武力攻	及び財産を保護するため、あらかじめ政府が定める基本指針に基づき、国の機関や地方公共団
28	撃を想定して作られており、防災などの訓練や、	体は「国民の保護に関する計画」を定めなければならぬとされています。
29	備えとは一緒にすべきでない。	これを受けて、市では市の国民の保護のための措置の実施体制、住民の避難に関する措置、
30	この計画は受け入れたくない気持ちでいっば	避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置その他の必要な事項につ
31	いである。	いて定める小金井市国民保護計画を作成し、これに基づき国、都、市町村その他の関係機関
32	素案を一読したが、このような計画を作成す	と連携協力し、武力攻撃や大規模テロが万一発生した場合に、市民生活に及ぼす影響が最小と
33	ることは利益よりも弊害の方が多いと思われる	なるよう万全を期したいと考えています。
34	ため、中止すべきである。	
35	国が作れといったから作ったとしか思えない。	
36	これでは、地域社会が失われている現代、	
37	地域の連携はのぞめないだろう。役所の中の責	
38	任の所在だけが強調されたもののように感じる。	
39	国の保護計画では、国の主導によって、自治	
40	体である小金井市に下部計画として国民保護を	
41	策定し、実施するように求めている。しかし、	
42	実際に戦争（＝「武力攻撃事態」）となれば、	
43	武力なしで市民を守るという小金井市の立場	
44	は、武力攻撃事態に軍を派遣する国の立場と正	
45	面から対立することは明らかである。	
46	小金井市は、そのような対立する事態を想定	
47	したうえで、今回の保護計画を策定しようと	
48	しているのか。	

番号	意見の概要	市の考え方
27	戦争を放棄した国でなぜこのような計画が必要なのか。もう一度前段に帰って本当にこの計画は必要なのかという疑問がわく。	平成16年9月に施行された国民保護法(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律)では、武力攻撃やテロなどから国民の生命、身体及び財産を保護するため、あらかじめ政府が定める基本指針に基づき、国の機関や地方公共団体は「国民の保護に関する計画」を定めなければならないとされています。これを受けて、市では市の国民の保護のための措置の実施体制、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置その他の必要な事項について定める小金井市国民保護計画を作成し、これに基づき国、市町村その他の関係機関と連携協力し、武力攻撃や大規模テロが万一発生した場合に、市民生活に及ぼす影響が最小となるよう万全を期したいと考えています。
28	これは憲法に抵触しないのか。	
29	政府からの指導に対し、小金井市が市民との同意を取り付ける努力もせずに間に受ける姿勢に怒りと落胆を感じる。	
30	保護計画も避難訓練も、単なる精神論の域を出ない。財政的にも苦しく、人員も厳しい状況にあるのに、何のためにこのような精神論的にか役に立たない計画を立て、訓練を施すのか。	
31	国民保護法で計画策定が義務付けられているとはいえ、効力のない計画には無駄な支出をしないという観点から、国民保護法の必要性が明らかになるまで、計画の策定等は当面中止すべきである。	
32	日本国憲法では「戦争の放棄」を大前提にしているにもかかわらず、武力攻撃を想定した計画の作成に税金を使うのは矛盾している。	
33	実際の被害をどのように考えるかで準備が違い、莫大な予算が必要になる。その財源はどこから来るのか。	

○計画全体に対する意見

番号	意見の概要	市の考え方
34	発生する被害や事態が具体的に想定できていないのに、きちんとした計画が作成できるのか疑問である。	計画の策定に当たっては、国民保護法、基本指針、東京都が作成した東京都国民保護計画、東京都区市町村モデル計画を基に、計画に必要な内容を記載しました。また、国民保護計画は新たな取り組みであり、基本指針についても、国民保護措置について絶えず検証がされていくべきものであり、政府はその検証に基づき必要に応じて基本指針の変更を行うとしています。従いまして、計画作成後も、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、国民保護措置についての訓練の検証結果などを踏まえて、見直しを行い、計画の実効性を高めていきます。
35	テロや武力攻撃等が起こったときの具体的な被害規模などの予測が示されていない。さまざまな状況をシミュレーションした上でないと、具体的な計画を立てることはできないと考える。	
36	被害の規模が想定できずに立てた計画、具体的なものは用意されていない計画で人の命が守れるとはとても思えない。	
37	武力攻撃や緊急事態へ備えることを目的とするなら、被害の規模の想定や、具体的な対応計画を出すべきである。状況に応じて内容を決定する玉虫色の計画ならば、協力すべきかどうか判断しようがない。	
38	他国からの武力攻撃を受けたら、市役所はどのようにして市民を守るのか、具体的に示してもらいたい。	

番号	意見の概要	市の考え方
39	ここで述べられている有事の際に、国民はどんな協力ができるのか。ただ避難することぐらいしかできないと思うが、その上何を協力するためにわざわざ明文化するのか。	計画の策定に当たっては、国民保護法、基本指針、東京都が作成した東京都国民保護計画、東京都区市町村モデル計画を基に、計画に必要な内容を記載しました。
40	国民保護計画で想定される危機事態の確率は、いったいどの程度なのか。冷静な判断基準を持たない国民保護計画は、間違いなく市民の危機感を煽るものとなる。そのような危機を避け、市民が冷静に対処しうるように、危機事態が実際に起きる確率（例えば、交通事故と比較してどのくらい危険なのか、明確に示すなど）がどのくらいに想定されているかを、明らかにすべきである。	また、国民保護計画は新たな取り組みであり、基本指針についても、国民保護措置について絶えず検証がされていくべきものであり、政府はその検証に基づき必要に応じて基本指針の変更を行うとしています。従いまして、計画作成後も、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、国民保護措置についての訓練の検証結果などを踏まえて、見直しを行い、計画の実効性を高めていきます。
41	国外からの攻撃の必要性を必要以上に引き上げることで、民族間の差別意識を助長したり、国家間の友好関係をおかしくさせたりする可能性のほうが高いと考える。	計画は、平素の外交努力が重要であるという前提の下、それにもかかわらず、国民の安全を脅かす事態が発生し、又はそのおそれのある場合に、国民の生命、身体及び財産を保護するための措置を定めた計画です。
42	「国民」が「自発的な協力」を「要請」される基本方針（第1編第2章（5））は削除すべきである。	国民保護法において、国民保護措置に当たっては基本的人権の尊重をする旨、及び国民の協力は、国民の自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請にあたって強制に及ぶことがあってはならない旨が規定されています。計画においても、法の趣旨に基づき、その旨を記述しています。
43	計画において、くれぐれも基本的人権が損なわれないようにしてほしい。	
44	国民保護計画は国民の基本的人権を尊重していない。	
45	基本的人権の尊重について、「国民の自由と権利に制限が加えられるときであってもその制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適切な手段の下に行う」とあるが、この「必要最小限」はだれが、どのようにして決めるのか。	国民保護措置に関する基本方針にあるとおり、国民保護措置の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとしており、国民の自由と権利に制限を加える場合にあっては、その制限は必要最低限のものといえます。
46	「国民の自由と権利」に制限がかかる可能性があることを規定しているが、それはどのような状況で、またどのような制限がなされるのか具体的に示されていない。必要最小限で公正かつ適正な手続きという文言もまた抽象的であり、このままでは恣意的な運用も排除しないため、その手続き内容等を具体的に明らかにすべきである。	また、国民の自由と権利に「制限が加えられるとき」とは、主として避難住民や武力攻撃に伴う被災者が生じた場合の救援に関する部分に限定されており、医薬品や食品などの緊急物資の確保、避難住民等のための収容施設や医療施設を確保するための土地等の使用又は医療の提供のための医療の実施の確保が挙げられます。これら国民の保護のための措置を実施するために国民の自由と権利に制限を加えざるを得ない場合には、その制限が「必要最小限に限られ、かつ、公正かつ適正な手段の下に」行われるよう具体的手続きが定められています。
47	まずは人権侵害という事態を引き起こさないようにすることが肝要だが、万一、起こしてしまった場合の措置を明確にしておくべきである。	

番号	意見の概要	市の考え方
48	小金井市には緊急事態において、同じく被害を受ける可能性のある日本国籍を持たない人が多数いる。そのような人たちが、緊急事態時はもちろんのこと、訓練時においても差別を受けることのないよう配慮することが必要である。	国民保護措置に関する基本方針にあるとおり、市は、措置の実施に当たり、特に配慮を要する者の保護について留意します。外国人に対する配慮についても、記述してあります。
49	国民の定義が不明である。在日韓国・朝鮮人、留学生などの日本国籍を持たない人も、同様に保護されるのか分からない。	
50	小金井市は日本国籍を持っているものだけが居住しているわけではない。外国籍の人々と生活を共にしている市民である私たちは、国籍を問わず住民の生命、生活を守ることが行政の仕事であると認識している。	
51	現在、小金井市においても外国籍の住民は多数暮らしているため、少なくとも小金井市においては、「住民の権利・利益の救済」とすべきである。	
52	この計画の中では小金井市の国民とある。小金井市の国民とは何か。市民ではないのか。	
53	市の職員においては、自分の管轄下のことしかわからないという面も指摘される。小金井市国民保護計画を作るのであるならば、市民に対する啓発より、まず市職員が市内全体の状況を把握できるよう啓発していただきたい。	国民保護法において、日本国に暮らす全ての人を国民としていますので、小金井市においても国民という記述をしています。
		計画の中の小金井市の国民とは小金井市の住民と同様の意味で使われています。
		計画作成に当たっては、市庁全体で取り組んできました。今後、計画の実施に当たっても、全庁的に取り組むとともに、市民の方からの問い合わせに対し適切に対応できる体制を整備してまいります。

○計画に記述された個別の内容に関する意見

番号	意見の概要	市の考え方
54 ～ 58	自主防災組織以外のボランティア団体等一覧に当団体の名称が記載されているが、依頼や賛同をした経緯はなく、何の手続きも無しにこのような取扱いをされることは大変問題であり、削除していただきたい。また、要請を断った際になにかデメリットはないか。この一覧について、どのような資料を元に作成したのか。（5件）	避難住民の誘導や被災者の援助などにおいて、自主防災組織やボランティアの果たす役割は大変大きいと考えています。そのため、市は、平素より消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努めるとともに、武力攻撃事態等においては、その活動の安全に十分配慮し、情報提供等必要な支援を行います。
59	「関係機関の連携体制の整備」の項に、自主防災組織以外のボランティア団体等の一覧があり、協力の了解がないまま各種の団体が掲載されている。使用許可を得て掲載されるべきところ、許可のない団体は削除すべきである。	

番号	意見の概要	市の考え方
60	ボランティア団体とは本来、自主的に社会貢献を志すきわめて民主的な組織だと考えている。市行政から上位下達のように動因をかけられるという非民主的な扱いを受けるいわれはない。	避難住民の誘導や被災者の援助などにおいて、自主防災組織やボランティアの果たす役割は大変大きいと考えています。そのため、市は、平素より消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努めるとともに、
61	私が所属している団体が、自主防災組織以外のボランティア団体として名があがっているが、団体は承諾した、しない以前に、協力要請もないとのこと。当該団体、市民への承諾なく、知らない間に計画に組み込まれていることに危惧を覚える。	武力攻撃事態等においては、その活動の安全に十分配慮し、情報提供等必要な支援を行います。 しかしながら、今回、小金井市のボランティア・市民団体等一覧を元に作成し、掲載しました自主防災組織以外のボランティア団体一覧は削除します。
62	自主的に設立し、市民の生活を豊かなものにしたというミッションを持って立ち上げられたNPO法人に、何の相談もなく、ボランティア団体として取り込んでゆくことは、民主主義の基本理念に反する行為である。	
63	自主防災組織以外のボランティア団体一覧について、これらの任意団体を掲載するにあたり、各団体への了承を得ていないと聞いている。連携をとる団体と位置づけているなら、掲載する前に、各団体への説明や協力を得る必要があると考える。	
64	「平素からの備え」に掲載されている「ボランティア団体」の一覧に掲載されている団体に何も連絡をしていないことが一番の問題である。	
65	本計画の素案がパブリックコメント募集のために公開されるまで事前の趣旨説明も掲載の通知もなく「武力攻撃事態等において、ボランティア活動が円滑に行われるようその活動環境の整備を図る」自主防災組織以外のボランティア団体として組み込まれていることや「平素からの備えとして連携を図る対象」と断定的に位置づけられていることは到底納得できるものではない。	
66	窓口の拡大は混乱を生じることになりかねないため、自主防災組織以外のボランティア団体については、日本赤十字社、社会福祉協議会を窓口とし、それ以外の団体への個別な対応については社会福祉協議会を通したり、市の出先機関を設けるなどしたりしたほうが良い。	
67	自衛隊による避難誘導は、住民を保護するどころか、かえって危険な目に遭わせる可能性があるため、やめてもらいたい。	市では、住民に危害が加わる可能性を最小限にするため、原則として自衛隊は敵の排除に専念することとし、避難に関わる一切の行動支援から除外しています。

番号	意見の概要	市の考え方
68	自衛隊がいることは、有事の際の標的になりはしないか。	市では、住民に危害が加わる可能性を最小限にするため、原則として自衛隊は敵の排除に専念することとし、避難に関わる一切の行動支援から除外しています。
69	軍隊（自衛隊）の出動によって住民は内外両面の危険にさらされることになるが、そのような事態に対する説明が一切されていない。	
70	小金井市では、避難訓練や実際の退避などで、自衛隊の協力をあてにしているようであるが、武力攻撃事態時に武器を持った自衛隊は、小金井市民の保護を必ずしも最優先するものとは思えない。小金井市の保護計画では、自衛官による避難住民の誘導を要請しても、自衛隊の協力が得られない場合を想定しているのか。	武力攻撃事態において、自衛隊は、速やかに武力攻撃を排除し、国民への被害を局限化することがその主たる任務となります。その一方、国民の保護のための措置を実施するに当たって、自衛隊の持つ人的・物的資源や能力が必要となる場面も多く想定され、自衛隊は主たる任務である侵害排除を遂行しつつ、武力攻撃災害への対応などの場面において一定の役割を果たすと考えています。
71	市の特性に関しては、その特徴を書くだけでなく、これらの特徴があるから、市としてはどのような点に留意し、どのような個別な計画が必要かをきちんと立てておき、どこかに明記しておく必要がある。	ご意見の趣旨については、計画の実施やマニュアルの作成、国民保護に係る普及啓発等に当たり、配慮してまいります。
72	軍隊こそが攻撃の対象であるため、自衛隊と武力攻撃に備えた訓練を行うことは危険であり、強く反対である。	国民保護措置は関係機関との連携の下に実施されるものであることから、訓練についても、関係機関と共同して実施することが重要です。なお、訓練実施に当たっては、市民及び関係機関に参加を呼びかけますが、参加は各者の任意で行われるものです。
73	「国民の協力」では、いわば国民の自発性を強制しているが、これに対して、ある程度以上の保障などの周辺環境が整ってもしないのに、このような義務を非武装の一般市民に課することは普通の国民の市民感覚には全くそぐわない。	国民保護法では、国民は国民の保護のための措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努めることとしています。要請に当たっては十分に安全が確保されている場合にのみ行われます。協力については、あくまでも国民の自発的な意思にゆだねられており、強制されることはあってはならないとしています。
74	計画の第2章国民保護措置に関する基本方針の(5)国民の協力において、国民の自発的な意思で協力を強制されているように読み取れる。	
75	国外からの攻撃を想定し、その避難所として教育機関の施設を利用するという発想に危機的なものを感じる。どのようなプロセスを経てきた案なのか、甚だしく不透明である。あるいは、プロセスを経て、承認を得てきたというならば、その組織事態に疑問を抱かざるを得ない。	避難施設を含めた避難に関する内容については、国民保護法、基本指針、モデル計画に基づき作成しました。今後、この計画に沿って、具体的な実施方策を検討していきます。

番号	意見の概要	市の考え方
76	計画の中には、核攻撃が想定されているが、一体どういう発想なのか。実際、核が落とされたら日本は全滅するのに、どのような訓練をするというのか。	国の基本指針においては、核兵器が使用される場合として、弾道ミサイル攻撃の場合や航空攻撃の場合などが想定されている。核攻撃の場合の避難に関しては、核爆発に伴う熱線、爆風等による被害を受ける地域については、爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設等に避難することなどが示されている。市では、これらを参考に住民の避難等に関して、適切な指示が行えるよう検討しています。
77	市民への訓練や教育、市民が国や自治体に協力することは非常に強調されていますが、計画内容が現実性に欠けるものとなっているので、かえって市民を危険にさらす状況を引き起こすことが懸念される。	計画では、その対象とする事態を定め、その特徴を記述していますが、市民の皆さんが国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動していただけるよう、対象とする事態の特徴、国民保護措置の重要性、措置における留意事項等についての啓発を、市のホームページや講演会等様々な機会をとらえた実施を検討しています。
78	啓発といいながら、ここに述べられていることは、残念ながらかえって騒ぎを無秩序にまで陥れかねないものが列記されている。	
79	第4章 国民保護に関する啓発にある「1の(4)学校における教育」のように安全教育や自他の命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行うのは反対である。 武力攻撃災害による被害を最小限化するために行うことは、いたずらに不安を助長し真の国際理解などを妨げる恐れがある。	市は、政府の定める基本指針に基づき、国と連携しつつ国民保護措置に関する啓発を行っていきます。 また、武力攻撃事態等において住民が自らの安全を守るための避難等の行動などについても、国の協力を得て教育や学習の場で啓発していくこととしています。

○その他計画以外に対する意見

番号	意見の概要	市の考え方
80	平和への努力として、小金井市国民保護協議会のいわば対抗軸として、小金井市平和協議会を立ち上げ、軍事面の突出としての国民保護計画実施とバランスをとる必要がある。	計画に対するご意見ではありませんので、計画に反映することはできません。